

○優良認定の申請に当たり提出する書類等

項番	優良基準	提出書類		マニュアル記載ページ (※1)	提出の可否
					優良認定
1	遵法性に係る基準	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	誓約書（様式：マニュアル80ページ）	79 - 80	○
2	事業の透明性に係る基準	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類	別紙1「事業の透明性に係る基準」(※1)及び、 ①インターネットを利用する方法により情報が公表されていること、 ②情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間以上となっていること（申請の日前6カ月間分、更新部分を蛍光ペンで明示すること） ③所定事項が適切に公表され、所定頻度で更新されていることが適切に公表されていること（全ての情報を公表した日から申請の前日までの間の分）、 を明らかにする書類  *申請区分によって、添付書類が異なります。詳細を別表にて必ずご確認ください。	81	○
3	環境配慮の取組に係る基準	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類の写し(※2)	82	○
4	電子マニフェストに係る基準	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	情報処理センターである財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し	83	○
5	財務体質の健全性に係る基準	税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類	別紙2「財務体質の健全性に係る基準（税及び保険料の納付に係る基準）」及び、各公署が交付した税及び保険料の納付を証する書類(※3)	84 - 85	○
		直前3事業年度の財務諸表（申請者が法人の場合）	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書（原価報告書、販売費・管理費内訳）、株主資本等変動計算書及び個別注記表	88	○

※1 産廃ネットを用いて定期的に更新をされており、かつ更新履歴を添付される方は、別紙1の提出を省略できます。

※2 マニュアル：「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（平成23年3月 平成25年3月改訂 環境省産業廃棄物課）。

※3 茨城県内のいずれかの事業所で認定を受けていること。茨城県内に事業所がない場合は、業許可申請書に記載されたいずれかの事業所で認定を受けていること。  
(マニュアルQ&A 環境配慮の取組 Q2)

※4 茨城県内に事務所・事業所・不動産がなく、県税・市町村税・社会保険料・労働保険料の納税・納付の対象となっていない場合には、各種証明書の代わりにその旨を誓約する書類を提出すること（様式は任意とする。マニュアルQ&A 税・保険料の納付に係る基準 参照）。

## 別表

申請区分	添付すべき情報公開期間
本県で初めて優良認定を申請	当該申請の日前6月分の公表内容。 更新履歴一覧は1年分。
本県で既に優良認定（優良確認を含む）を受けている者が、優良認定を申請する場合、他自治体で優良認定（優良確認を含む）が無い場合	公表内容及び更新履歴一覧共に前回優良認定（優良確認を含む）を受けた日から当該申請の日前までの内容。
本県で既に優良認定（優良確認を含む）を受けている者が、優良認定を申請する場合、他自治体で同種の優良認定（優良確認を含む）を受けている場合	直近の他自治体で認定が行われた日から、当該申請の日までの間の公表内容（なお、他自治体で認定が行われた日から当該申請日までの間が、6月間に満たない場合は6月間分の公表内容）。 更新履歴一覧は1年分。

\*いずれの場合も期間の始点につきましては、全公表内容を提出願います。始点以降につきましては更新された内容の部分のみを提出願います。